

33 国体明徴に関する内閣通牒の趣旨徹底方通牒

〔昭和十年八月〕

官文一三九号
裁定決定
8月6日
文書課長
⑩ <small>(有原)</small>
送発
8月6日
起案者
⑩ <small>(小関)</small>

昭和十年八月五日起案

文書課長 ⑩(阿原)

大臣 花押(松田)

次官 ⑩(三邊)

専門学務局長 ⑩(赤間)

普通学務局長 花押(河原)

実業学務局長 花押(菊池)

社会教育局長 ⑩(山田)

思想局長 ⑩(伊東)

宗教局長代 ⑩(柴沼)

政務次官 後伺

参与官 ⑩(山科)

通牒案

年八月五日

次官

⑩(加筆) 本省局部課長

⑩(加筆) 北海道庁長官 府県知事

(下 札)

(注記1)

(注記3)

(注記2)

(加筆) 129 直轄各部長

(加筆) 134 公私立大学高等学校及専門学校長

(加筆) 69 神仏各教宗派管長

(加筆) 22 基督教重立者

(加筆) 415 宛

本年四月十日文部省訓令第四号ヲ以テ我方尊嚴ナル国体ノ本義ヲ明徴ニスベキ旨訓令アリタル処「今般内閣書記官長ヨリ別紙通牒有之タルニ付テハ右通牒ノ趣旨ヲ周知徹底セシメラレ度此段依命通牒ス」

備考

本省局部課長及帝国大学総長官立大学長、高等師範学校長直轄諸学校長以外ノ直轄各部長並ニ神仏各教宗派管長基督教重立者宛ノ分ハ「」内ノコト

内閣閣甲第七〇号

昭和十年八月三日

内閣書記官長 白根竹介 印

文部次官 三邊長治殿

通牒

本日別紙ノ通声明相成候条御了知相成度

恭シク惟ミルニ、我方国体ハ 天孫降臨ノ際下シ賜ヘル 御神勅ニ依リ昭示セラルル所ニシテ、万世一系ノ 天皇国ヲ統治シ給ヒ、宝祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ、サレバ憲法発布ノ 御上諭ニ「国家統治ノ大権ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フ

ル所ナリ」ト宣ヒ、憲法第一条ニハ「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ト明示シ給フ。即チ大日本帝国統治ノ大権ハ儼トシテ 天皇ニ存スルコト明ナリ。若シ夫レ統治権ガ 天皇ニ存セズシテ 天皇ハ之ヲ行使スル為ノ機関ナリト為スガ如キハ、是レ全ク万邦無比ナル我方国体ノ本義ヲ愆ルモノナリ。近時憲法學說ヲ繞リ国体ノ本義ニ関聯シテ免角ノ論議ヲ見ルニ至レルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘズ。政府ハ愈々国体ノ明徴ニ力ヲ効シ其ノ精華ヲ發揚センコトヲ期ス。及チ茲ニ意ノ在ル所ヲ述ベテ 廣ク各方面ノ協力ヲ希望ス。

(注記1)

「完」「完結」

(注記2)

「記録掛/12・12・17/受領」

(注記3)

「一五」(簿冊内件名番号)

(下札)

①種別 い一/聯繫 /登録追加 /件名 各局部課等へ通牒、  
国体明徴ニ関スル内閣通牒ノ趣旨徹底方ノ番号 官之一三九/結  
了年月日 昭一〇、八、六/保存年限 ムキ/枚数 4

【自大正12年11月至昭和21年5月  
帝室ニ関スル総規 第2冊】文部  
省 3A, 30-5, 1045